

第IX章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1)大学の使命・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

< 1 >大学全体

<意思決定プロセスの明確化>

本学の管理運営に関わる主要な会議体としては、法人理事会、法人評議員会、常任理事会、全学代表教授会、学部教授会、学部長会、学部連絡会、大学院委員会及び事務連絡会がある。以下に、その概要と関係を記す。

本学は、「寄附行為」に明示されるように、理事、監事からなる役員体制、その選任手続き、定数、任期、職務、理事会の構成と議決事項、及び評議員会の規定、選任手続き、定数、任期、職務、評議員会の構成を明示している。理事総数の過半数の議決により理事のうち1名を理事長に選任している。また、理事のうち愛知学院長の職にあるものを常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任している¹⁾。

理事会及び評議員会では、寄附行為に学園の運営に関わる審議・議決事項を明示している。なお、「常務理事会規程」において「経営面と教学面における意志の疎通を図り業務を円滑に処理することを目的として常務理事会」が設置され、経営面と教学面の意志疎通が図られる体制がしかれている²⁾。

教授会は、愛知学院大学学則第47条に、「代表教授会及び学部教授会(教養部教授会を含む)を置くと明示されている。

また、代表教授会、学部教授会の審議事項は学則第47条の3に「代表教授会及び学部教授会は、下記の事項について審議する。ただし、代表教授会は全学的な調整の立場から、学部教授会は当該学部の立場から審議するものとする。(1)教育課程に関する事項(2)学生の入学、退学、転部、卒業、除籍及び賞罰に関する事項(3)学生の試験及び単位に関する事項(4)卒業論文及び学士号に関する事項(5)学年暦に関する事項(6)学生補導に関する事項(7)学術研究に関する事項(8)教員の採用及び教員の資格昇任の選考に関する事項(9)教科に関する規則の制定及び改廃に関する事項(10)その他重要な事項」と定められている³⁾。

学部長会⁴⁾は学長の諮問機関として月2回開催されており、学部連絡会⁵⁾は教学に関する諸事項について、各学部(教養部を含む)間の連絡調整を図る事を目的に月1回開催されている。

大学院委員会は、大学院学則第37条に基づき設置している。大学院委員会の審議事項は、「大学院の運営その他研究科に共通する重要な事項を審議する。」と定めている。また各研究科委員会を置き、「各研究科の研究及び教授に関する事項、学位に関する事項その他研究科に関する重要な事項を審議する。」と定めている⁶⁾。

ここに明らかなように、本学においては、学長が代表者となり代表教授会、大学院委員会において教学に関する事項を審議・議決している。その上で、法人理事会、法人評議員会において、経営判断を含めた審議・議決をしている。教学組織と法人組織の権限と責任は明確であり、教授会の権限と責任も明確である。

職員の会議体としては、愛知学院大学事務連絡会を構成している。事務連絡会は、「愛知学院大学事務連絡会規程」に基づき、「本大学の円滑なる事務運営をはかるため、事務連絡会をおく」とし、事務局長及び大学の各課の課長で組織している⁷⁾。

＜教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化＞

理事会は、法人および法人が設置する学校の管理・運営に関する基本方針を始め、寄附行為の改正、学則等主要規則の制定・改廃、役員の選任、予・決算、学部・学科等の設置および廃止、不動産の取得・処分、名誉教授称号の授与など、学校法人の最高意思決定機関として、法人運営にかかわる重要事項の決定を行っている。

理事の構成は、寄附行為第 9 条に次のように定められている。

- (1) 学校で理事となるものは、第 5 条により設置する学校を統轄する学院長及び学監の 3 名とする。
- (2) 評議員のうちから選任される理事は 6 名とし、理事会において選定し評議員会の同意を得るものとする。
- (3) 曹洞宗で理事となるものは、曹洞宗宗務庁責任役員会の推薦する者 8 名とする。

理事会の職務権限については、寄附行為第 20 条に具体的に規定され、当該規則に定める事項以外の学園の業務は学院長に委任している⁸⁾。

大学の教育研究に関する権限と責任については、予・決算など理事会の権限に属するものを除き、学長がこれを掌ることとしている。

学長は、大学の総合的、統一的運営を図るために、学長の諮問機関として学部長会（構成員は議長の学長のほか、事務局長、各学部長（教養部長含む）、教務部長、学生部長、キャリアセンター部長、図書館情報センター館長）を招集し、大学運営に関わる案件の審議や、各学部間の連絡・調整等を行っている。

＜教授会の権限と責任の明確化＞

愛知学院大学学則第 1 条において、「本大学は学校法人愛知学院の経営により、教育基本法の趣旨に則り、学校教育法の規定に基き、学問の独立を全うし、真理の探求と、学問の応用につとめ、深く専門の学芸を教育研究し、その普及を図ることを目的とし、併せて愛知学院設立の趣旨である仏教主義、とくに禅的教養を身につけた個性豊かにして教養高く、国家および社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを使命とする。」とその教育目標を明示している。この教育目標の実現について審議するのが学則第 47 条に示される代表教授会であり、また各学部で開催される学部教授会である。代表教授会、学部教授会が適切にその機能を果たすべく、本学全教職員が努力をしなければならない。

代表教授会と学部教授会の関係は、総合大学である本学が統一的機能を十分に果たすべく学部教授会で審議した内容を、大学全体としての調整をとるのが代表教授会である。

現在、代表教授会および学部教授会は原則毎月一回開催しており、代表教授会の前日には各学部長、教務主任が出席する学部連絡会を開催し、翌日の代表教授会で審議する教学に関する事項について連絡調整をしている。

さらに、月 2 回開催する学部長会では、代表教授会の議案の整理、大学の教学方針などについて学長を中心に慎重に議論を行っている。

(2)明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。

＜1＞大学全体

＜関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用＞

法人全体の管理運営は、私立学校法に基づく寄附行為の定めに従っている。また、教学の管理運営は、学校教育法および関連法令に基づく学則に従っている。寄附行為には役員構成およびその選任方法、理事会・評議員会の構成および議事等について定め、愛知学院大学学則では教学事項の決裁基準や教授会をはじめとする機関会議における議事等を定め、これらを基本として本学の管理運営を行っている。

本学には評議会、大学協議会と称するものはなく、それに相当するものとして、学部連絡会⁹⁾、学部長会がある。各学部で審議検討された事項が、学部長、教務主任及び各課長が出席する学部連絡会に上程され、更にそれに続く学部長会で慎重に審議した上で代表教授会に上程し決定している。この全学の連絡調整の為の会議は学長によって司られ、円滑に議事運営をしている。

また、法令等の改正・施行等があった場合は速やかに学内規程の改正を図っている。

個人情報及び公益通報等に関しては、本学院において「個人情報の保護に関する規程」¹⁰⁾、「公益通報に関する規程」¹¹⁾、「行動規範」¹²⁾を定めており、管理運営はこうした規程に則って行っている。

＜学長、学部長等の権限と責任の明確化＞

愛知学院大学の学長は、本大学を代表し、学校教育法第92条第3項に定められているように教育研究に関する校務をつかさどり、所属職員を統督している。また、学長は学校法人の理事に位置づけられ、寄附行為の定めに基づいて、理事会の定めるところにより、この法人および法人の設置する各学校の教学又は管理運営に関する業務を分掌している。

学部長は、学部教授会の議決を執行し、学部を代表することが、各学部教授会規程において規定されている。また、学部長は学校法人の評議員となっており¹³⁾、法人運営に当たっての意見を上申できる体制をとっている。

以上のように法人理事である学長、評議員である学部長は、法人全体の政策審議と日常的な管理運営および執行に責任を持っており、学校法人の最終意思決定機関である理事会を支え、教学優先の視点に立つ公正性と合理性を担保するものである。

これらの制度により、法人全体の方針に対して大学の意思を反映させる権限と役割を有するとともに、当該学部所属教員に対して学園全体の運営方針について、理事・評議員として徹底を図り執行する責任と権限も有している。

＜学長選出および学部長の選出方法の適切性＞

学長は、学長選任規程¹⁴⁾第2条により、愛知学院の専任教員で曹洞宗の教師資格を有する必要がある。また、学長は学部長会の意見を聞いて、理事会において選定し、理事長の推薦により曹洞宗管長の認証を受けて専任されることになっている。(第3条) また、任期は4年で再任を妨げないことになっている。

宗門の学校である愛知学院にとって学長の選任方法を評価するならば、曹洞宗の開祖道元禅師の教えを基とし、建学の精神でもある「行学一体・報恩感謝」を教育の理念に掲げる大学として、その統括責任者たる学長が曹洞宗の教師資格を有することは至極当然と考えられる。また、これまで創立以来一貫して「行学一体・報恩感謝」の建学の精神を掲げ、禪的教養を身に付け社会に貢献できる人材を多く送り出し、中部地区の私立の総合大学と

して順調に発展してきたことは、大学運営について適切であるとの評価を与えることができる。

学部長の選出方法については、「学校法人愛知学院事務組織規程」¹⁵⁾第 40 条に「当該学部
に所属する教授をもって充てる」と規定している。また学部長は当該学部の事務を所掌
し、所属職員を踏得する各学部自治のもと各学部・研究科教授会規程で定めており、それ
に則り各組織で運用している。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

< 1 >大学全体

本学では「学校法人愛知学院事務組織規程」を定めており、大学業務を支援する事務組
織等を整備している。

具体的に記すならば、学校法人愛知学院事務組織規程の第 4 条において大学本部として
「大学に事務局・教務部・学生部・キャリアセンター・入試センター・国際交流センター
および大学事務電算化企画室を置き、これを大学本部と称する。」と規定化されている。

さらに、第 5 条に事務局の分課として庶務課・経理課・研究支援課を置くこと、第 6 条
に教務部の分課として教務課・薬学部事務室・歯学部事務室・大学院事務室・法務研究科
事務室を、学生部の分課として学生課を、キャリアセンターの分課として就職課・キャリ
ア支援課を、入試センターの分課として入試広報課をそれぞれ置くこと、また第 7 条にお
いて、学部、教養部、図書館情報センター、歯学・薬学図書館情報センター、歯学部附属
病院、ネットワークセンターおよび情報処理教育センターに、それぞれ事務室を置くこ
とが規定化されており、事務組織の構成について明文化している。

そして、第 2 章において所轄事務として、それぞれの事務組織における所掌事務要領が
記されており、具体的な事務の内容および、立案責任者や決裁者まで規定化している。

以上が現在の事務組織の構成の概要であるが、本学においては人員配置の適切性や事務
機能の改善・業務内容の多様化に対応するために、必要に応じて理事会が主導すること
によって組織編成の見直しを進めている。

ここ最近の見直しとしては、平成 18 年度に入試業務と広報業務の連携を重要視し、学
生募集業務の強化のため、入試センターに「入試広報課」を設置し、平成 19 年度には、
現在の就職活動自体が、3・4 年生だけで行うものでなく在学中の努力を問われるもの
に変化してきているという時代の変化に対応するため、従来のエクステンションセンター
をキャリアセンターに併合し、キャリアセンターに「就職課」と「キャリア支援課」を設
けることにより、キャリア形成支援業務と就職支援業務を一体化させ事務機能の改善を
図っている。また、平成 20 年度には教員の研究活動を積極的に支援するために「研究
支援センター」を設置し、平成 22 年度には研究支援に関わる知的財産権業務の多様
化に対応するため、法人総務部に「知財課」を設置し、研究支援センターは大学事務
局の分課として「研究支援課」に組織編成を見直し、さらに平成 24 年度からはより
効率的な研究者支援を行っていくために、両組織を統合し「研究支援課」を事務局
の分課として設置している。

職員の採用に関しては、専任職員については、人事課が企画立案し理事会において
審議を行い、学院長決裁で決定している。本学の場合は、採用人数が例年若干名で
推移しているため、募集については本学の学生を対象とした一般公募にとどめ、
必要に応じてその都度中途採用を実施している。

また、昇任については、毎年各所属長に対して「退職予定者調査」を実施し、翌年度の退職予定者の調査と併せて人員配置等に関する要望を調査している。その後、必要に応じて所属長との打ち合わせを行い、その内容を踏まえたうえで理事および人事課長が何度も打ち合わせを行い、昇任を含んだ人員配置の原案を人事課長が作成後、理事会における審議を経て決定している。

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

＜1＞大学全体

事務系職員俸給表において、標準的な職務が等級として規定化されており、適用を受ける職員は給与明細書を見ることにより、自身に課せられた標準的な職務内容を理解する事が出来る。この等級は、該当する等級の必要在級年数および卒業後の必要経過年数を充足することによって、直近上位の職務の級に昇格することができるが、それとは別に係長・課長補佐・課長と言った役職に就いた場合、それぞれに定められた職務の等級が充てられることとなり、事務職員の意欲の向上を図っている。

事務職員の研修は、事務職員全員を対象として研修を行っており、事務職員研修企画運営委員会において研修内容を検討して、平成21年度からは「事務職員としての基本的なスキルを身につける」ことを目的として、毎年研修内容を変えながら研修を行い事務職員の資質の向上を図っている。

この研修は、「教員と協働する専門性の高い職員の育成に向け、SD (Staff Development) の機会と場を充実する」という中央教育審議会の提言に基づき、今後の事務職員研修を、「職員のSD」に生かしていくことを考慮したことから始まり、平成21年度以降全ての研修で外部講師を招聘したうえで様々な内容で研修を行っており、学生対応を中心に業務を遂行する所属を対象とした「学校職員としての学生対応力向上研修」、文書管理の基本からファイリングの構築実務を学ぶ「文書管理とファイリングシステムの実務研修」、緊急時のマスコミ等外部関係者の対応について広く学ぶ「マスコミ対応の実務研修」、さらには補助金の実務担当者を対象とした「補助金研修会」など様々な研修を企画し、多くの事務職員が基本的なスキルを身につけることはもちろん、職員のSDや自己啓発のために参加している。

なお、平成24年度においては、若手の任期付職員を対象として「新人職員研修」、理事・次長・課長・課長補佐・係長・主任と言った役職者を対象とした「ハラスメント防止研修」さらには全職員を対象とした「学校職員としてのビジネスマナー研修」「学校における事故・事件の危機管理の考え方と進め方研修」の4つの研修を実施しており、来年度以降も、事務職員研修企画運営委員会で検討を行い継続して研修を進めていき、事務職員の資質の向上を図っていく方針である。

2.点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

教学面を担っている学長、ならびに学部長がそれぞれ理事、評議員となっている点で、教学の方針が理事会にも伝達され、共有されている事は本学院を運営していくのに際し行政のみで意思決定がされるのではないことは、大学運営としての両輪が上手く機能しているといえる。

現在、私学を巡る社会情勢は、ますます複雑化してきており、それに伴い業務の多様化・高度化・専門化などが進んでいる。そのため、理事会が主導して組織編制を見直すことにより複雑化した社会情勢に柔軟かつ迅速に対応し、学生や保護者のニーズに的確に応えることが出来ているのではないかとと思われる。

また、研修は毎年事務職員研修企画運営委員会において研修内容を決定し、職員のSDに生かしていくことを前提として内容を決定しているため、より時代に即した研修を実施することが出来ている。さらにより実践的なロールプレイング方式の研修も多く実施しており日常業務にも直ぐに生かすことが出来ると参加者からも好評を得ている。

②改善すべき事項

現在、大学での決定事項について、本学の事務組織表にもあるように、大学の決定事項は法人に対して上申という形で決裁を乞う形態となっており、大学独自での運用幅が狭いのが現状であり、決定・執行までの時間が要するところに改善の余地がある。

現在の私立大学を巡る環境は厳しくなるばかりで、容易に事務職員を増員することは出来ない。そのような状況の中で、業務の多様化が進んでおり、時代に即した新たな事務組織を立ち上げることも必要不可欠だが、組織の統廃合をさらに進めていく必要がある。

研修においては、この研修方法を実施してから4年が経過しており、今後の社会情勢や私立大学を巡る環境の変化に対応するために、マンネリ化することがないように事務職員研修企画運営委員会での審議方法を検討していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項（優れている事項）

大学の責務としての「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を実践するに当たり、学長を中心とした諮問機関である学部長会や学部連絡会等で検討課題が共有され、実現に向けた方策を検討していることは将来にむけて効果が上がっていると考えられる。

今後さらに私立大学をめぐる環境は厳しくなることが予想され、学生や保護者さらには社会からの要請は増加すると思われる。そのような状況の中で、本学は平成26年度に名城公園キャンパスを開設する。

本学にとって、極めて大規模な事業を執り行う事となるが、まさに新キャンパスには、より時代に即した大学業務を支援する事務組織を作る必要があり、理事会が中心となって事務組織の構成作業に取り組むことにより、業務内容の多様化などにも十分対応できる、機能化した事務組織が構成できつつあると考えている。

また、研修については、これまでに「学校職員としての学生対応力向上研修」「文書管理とファイリングシステムの実務研修」「学校職員としてのビジネスマナー研修」など、より実践的な研修を幅広く実施しており、今後継続して実施することにより、新キャンパスの開設や、ますます多様化・複雑化していく学生や保護者さらには社会からの要請などにも対応していける、事務職員の資質が養われていくと考えている。

②改善すべき事項

現状、教学面での主要となる役職の人員が、教学組織と法人組織との認識の共有に寄与している事は事実であるが、予算・運営にあたり法人の決裁が必要であり、改善・改革に

向かう即時性に対応したところに時間的なロスも多く見られる。こうした事を改善するにも教学組織での決裁の幅を拡げ、学長を中心とした教学組織の再構築が望まれる。

さらには、容易に事務職員を増員することは出来ない状況下で、本学は平成26年度に名城公園キャンパスが設置され、事務組織は増加することになる。今後は、各所属の業務を点検し、専門的な業務においては業務委託等の外注化も含めて検討していかなければならないと考えている。

また、研修については、開設される名城公園キャンパスは都心型キャンパスとなり、従来とは異なった事務職員としての資質が要求されると思われ、それに対応できるような研修内容を検討する必要がある。

4. 根拠資料

- 1) 学校法人愛知学院寄附行為第6、9、10、23、24、25条(例規集)
- 2) 常任理事会規程
- 3) 愛知学院大学学則第47条、47条の3
- 4) 学部長会規程(例規集)
- 5) 学部連絡会規程(例規集)
- 6) 愛知学院大学大学院学則第36条、37条
- 7) 愛知学院大学事務連絡会規程第1条(例規集)
- 8) 学校法人愛知学院寄附行為第9条、20条(例規集)
- 9) 学部連絡会規程(例規集)
- 10) 愛知学院個人情報の保護に関する規程(例規集)
- 11) 学校法人愛知学院公益通報に関する規程(例規集)
- 12) 学校法人愛知学院行動規範(例規集)
- 13) 学校法人愛知学院寄附行為第23条(例規集)
- 14) 愛知学院大学学長選任規程
- 15) 学校法人愛知学院事務組織規程(例規集)

(2) 財 務

1. 現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

< 1 > 大学全体

< 中・長期的な財政計画の立案 >

本学は、教育研究計画に基づく多額の資金を必要とする建物・大規模工事・大型設備等は、2号基本金をもって計画的に積み立てを実施し、資金計画に無理が生じないよう適宜見直しをしながら財政計画を組んでいる¹⁾。

また、資産とならない経費部分については、予算編成時に具体的方針（各種改革事業等（教学面の充実化、キャリア支援の充実化、他））を打ち出し、中長期的に実施が可能となるよう予算を調整している²⁾。

なお今後の主な計画としては、2013年度に大学開学60周年を迎え、これを機に新しく経済学部が開設し、2014年春には名古屋経済圏の中心に位置する名古屋城の森の東側に隣接した勉学に最適な落ち着いた環境に「名城公園キャンパス」を開校する。

ここでは新設の経済学部と現在ある商学部と経営学部とを併せ、ビジネス系三学部の2年生以上の専門教育を行い、躍動する社会とのより密接な連携のもと、教育のさらなる充実・強化を図る³⁾。

なおこの新キャンパスの計画は、近年減少傾向が懸念される学納金収入の安定確保を期すものでもある。（本学の学生生徒等納付金比率は、74.7%と収入の大部分を占めている。）

その他に、末盛キャンパスにある歯学部附属病院（歯学部臨床系）の増築及び改修計画もある。

また近年増加傾向にある奨学金についても、資金が減少せぬよう大部分を3号基本金から得る利息をもって充てている。

この3号基本金以外にも寄付金収入及び外部資金による収入が、奨学金や教育研究基盤の一助となっている。

外部資金の実績数等については、次の「科学研究費補助金・受託研究費等の外部資金の受け入れ状況」で説明する。

支出面においては、大きな部分を占める人件費部分についての削減策として、教職員の補充の見直しや業務委託の積極的導入により抑えている。

経費面については、大きい予算を管理している一部の部署（前年度示達経常予算5千万円以上の部課所）において3%削減の「マイナスシーリング」を実施し、全学的に安定した予算執行を可能としている²⁾。

< 科学研究費補助金・受託研究費等の外部資金の受け入れ状況 >

近年退学者数が増加傾向にあり学納金収入自体が減少傾向にある。

そこで学納金以外の収入として外部資金獲得が非常に重要となっており、本学においても平成17年度に立ち上げた産官学連携課を、平成20年度には研究支援センターとし、平成22年度に設置した知財課と併せ、平成24年度から大学事務局研究支援課として強化を図ったことで、外部資金の獲得件数が少しずつ増加傾向にある。

今後は、個人研究費等の研究経費とも併せながら更なる獲得を目指す。

なお、近年の外部資金導入状況を以下表にまとめた。

＜外部資金の導入状況（平成24年度～21年度）＞

(単位：千円)

年度 項目	平成24年度		平成23年度		平成22年度		平成21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
文部科学省科学研究費補助金	84	150,330	74	129,700	86	155,940	84	153,300
受託研究費	※	※	55	7,574	58	8,558	53	7,381
奨学寄附金	※	※	31	47,660	34	30,352	25	23,380
合計			160	184,934	178	194,850	162	184,061

※当資料の作成が年度途中の為、未集計

＜消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性＞

本学の消費収支計算書は、法人・大学・短期大学・歯科技工専門学校・高等学校・中学校・図書館・附属病院の8部門で構成している⁴⁾。

ここでは大学基礎データ表6による2011年度の比率と日本私立学校振興・共済事業団の『平成23年度版「今日の私学財政」大学・短期大学編』、「大学法人・学生生徒数10千人以上」に掲載されている平成22年度の平均値との比較をする。

人件費比率の51.2%は、全国平均値(49.2%)より2%高い値となり、人件費依存率は68.4%で、全国平均値(77.5%)より低い値となっている。

それぞれ平均値に近いとはいえ、今後も教員の定年年齢等抑制を中心に検討し、業務面についても効率化・合理化を意識した業務委託等を推奨する必要がある。

なお、2007・2008年度の比率は、退職給与引当金の計上基準を従来の50%から100%に変更したことによる影響を受けている。

教育研究経費比率の32.1%は、全国平均値(35.5%)より3.4%少なく、教育研究経費そのものは近年増加傾向にあるものの、少なくとも30%を切る事が無いよう予算化している。

また、学生生徒等納金比率の74.7%は、全国平均値(63.4%)より11.3%高い値となっている。例年70%以上の比率となっていることから、学生生徒納付金に依存している状態となっている。ただし、収入額としては、年々増加傾向にある^{5) 6)}。

これは、平成15年の心身科学部心理学科の改組転換にはじまり、平成16年度の心身科学部健康科学科の増設、平成17年度の薬学部医療薬学科の設置(平成18年度に6年制へ移行)、平成19年度の文学部グローバル英語学科の増設、平成20年度の心身科学部健康栄養学科の増設等、毎年のように学生数の確保を目指した学部学科の組織改革を行ってきた結果と思われる。特に薬学部の6年制学部への移行が大きく影響している。

ただし、平成23年度をもって、薬学部医療薬学科、心身科学部健康栄養学科が完成年度となったが、今後も引き続き経済学部の新設をはじめ学部学科の編成が必要と考える。

総括的にみると、中長期計画にもある「名城公園キャンパス開設費用」により基本金組入額が大きく膨らんでいることから、比率表に影響するものが多くあり、消費収支比率についても、全国平均値(107.5%)より高い124%の数値となっている。ただし、消費支出比率では、89.6%と全国平均値(95.4%)より低く今後も新たな構想による基本金組入等

が可能と考える。

貸借対照表については、大学基礎データ表 8 による 2011 年度の比率と消費収支計算書関係同様日本私立学校振興・共済事業団の資料を使って比較する。

本法人においては、固定資産構成比率が 77.4%と全国平均値（87.8%）に比べ低く、表裏の関係にある流動資産構成比率が 22.6%で全国平均値（12.2%）より高くなっており、流動比率では 639.4%となり全国平均値（206.3%）より高く資金の流動性が高いと言える。収支均衡を原則とした財政運営の実施を目指す為、計画的に引当特定資産を計上しているが、執行時には、基本金組入額が増え、消費収支差額校正比率がマイナスに転じる年度がある。しかしこれは、計画的な引当特定資産から充当したもので問題ないと言える。

また、財政的な安全性をみる自己資金構成比率も 99.1%と全国平均（86.1%）より高く、基本金比率では資産取得においては無借金により 100%の組入れが可能となり、これらの状況から健全なる経営状態とも言える。

負債面についても、負債比率が 9.8%で全国平均値（16.1%）より低く、総負債比率では 8.9%と全国平均値（13.9%）より低いことから健全と言える^{7) 8)}。

(2)予算編成および予算執行は適切に行っているか。

< 1 >大学全体

< 予算編成の適切性と執行ルールの明確化、決算の内部監査 >

本学は、毎年 7 月の常任理事会において次年度の予算編成方針を決定している。

翌 8 月には、予算担当者を対象に予算編成方針の発表と同時に申請業務並びに予算執行についての説明をする予算申請説明会を開催している⁹⁾。

予算編成方針の主な内容は、本学の現在の財政状況と今後の見通しを踏まえ、「学院躍進化へ向けた具体的施策」と「学院財政健全化へ向けた具体的施策」に分け、増額部分と削減部分の内容を全教職員へ意識付けをしている²⁾。

各部署からの予算要求を編成する手続きは、まず各キャンパスで予算審議をし、法人本部の財政部へ提出する。財政部は、各キャンパス・各部署の予算要求内容を予算編成方針と照らし合わせたうえで精査し、常任理事会へ提案し決定する。

また執行ルールについては、平成 24 年度より「学校法人愛知学院予算取扱マニュアル」を作成し、学内の Web 環境より配信することで不明な点や本学独自の予算部分について明確化され理解することが可能となった。なお平成 15 年より会計システムを導入（一部の部署を除く）することで、予算執行から差引簿管理まで各部署において管理が可能となった¹⁰⁾。

次に決算の内部監査については、従来から私立学校法第 37 条第 3 項および学校法人愛知学院寄附行為第 18 条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査、学校法人愛知学院内部監査規程に基づく内部監査を実施している¹¹⁾。

監査法人による会計監査は、平成 19 年度よりあずさ監査法人と契約し、年度毎に取り交わす契約事項に基づき期中監査、固定資産実査、現金・預金実査、決算期末監査等を実施している。

特に期中において不明な点が発生した際には、監査法人と意見を交わしながら正しい会計処理を実施している。

よって、決算時における監査結果は適正であると「監査報告書」を頂いている¹²⁾。

<予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立>

本学は、予算執行の区分を3つに分けている。

1つ目は、「経常予算」とし、これは、各部署が1年間通して業務を遂行するのに最低限必要となる経費を意味し、2つ目は「単年度予算」とし、記念行事・大型設備購入等の一時的な目的（事業）のことで、3つ目は「複数年度予算」とし、年度をまたがる大型研究プロジェクト・施設設備の段階的購入計画等としている。

先にも記述した「会計システム」の導入により、区分毎に詳細な目的別予算を執行することで、経年比較や効果を分析・検証することができる。

また、予算要求時には利用率や稼働率、参加者数、年間の維持費（保守・光熱水費等）等について別途財政部門に資料の提出を求めヒアリングを実施している。

2.点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

決算数値において、安定的な収入が確保できる理由のひとつである学納金収入が、学部学科の新設等により増収とすることができ、各学部における補助金の獲得も教育研究に大きく効果が上がっている。また、前にも記した外部資金獲得を前提とした研究を支援する部署の立ち上げにより、事業収入の増収が挙げられる。

また特定資産の中で、将来に向けて準備してきた「学生生徒急減期対策引当特定資産」を、新キャンパス構想の費用に充てることで、新たな展開が可能となった。

その他に近年話題にもある資産運用における「デリバティブ取引」には、資金の安全性を重要視し安定した資金運用を図るため、対象取引がないことも挙げられます。

このように安定的な収入確保が可能となることで、中長期計画にもある基本金組入計画の実施を可能としている。中でも特定資産を引き当てているうち「減価償却引当特定資産」について、累計額の50%を目標に組入を計画的に実施していることで将来に向けて永続的に存続させることと意味し、資金の確保という点で効果があると思われる。

②改善すべき事項

収入面については安定的な収入確保とはいえ、まだまだ増収を図る必要があり、中でも寄付金については大きな課題と言える。学納金収入自体も今後は奨学金の対象者も増加傾向にあり事実上の収入減少と言える。

支出面については学内の教職員によるコスト意識がまだまだ低く、各部署における業務等が未検証のものが多。

特にIT部門においては、各種更新（切替）時期による資金の確保が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項（優れている事項）

教育環境整備の最も大きいプロジェクトとして、新キャンパスの開設があり、愛知学院大学の土台ともなるビジネス系学部を新たにスタートすることは、色々な可能性を秘め大きな効果が期待できるものと思われる。また、今後は名古屋の中心部に位置することを生かして、中部圏及び名古屋地区に根差した大学としての役割を担えるように更なる発展を

目指す。

②改善すべき事項

寄付金の増収改善策としては、卒業生（同窓生）をはじめ、企業等から今まで以上にホームページや広報紙（大学だより）等により発信する必要がある。

また近年、大学には時代のニーズに対応する為に専門的な知識が求められています。そこで本学においても、新しく部署を設置する際には、教育部門及び事務部門において、部署等の統廃合を検討し、業務をスリム化のうえ PDCA を徹底的に実施できる環境をつくり、組織の再編成ができる仕組みが必要と思われる。

特に、事務部門における各種業務がシステム化され効率化が進められている一方、大学及び法人で統一したシステムづくりがなされておらず、今後、更新等再構築する際に ICT 部門において整備していく必要があると思われる。

4. 根拠資料

- 1) 平成 23 年度学校法人愛知学院事業報告書
- 2) 平成 25 年度 学校法人愛知学院 予算編成方針
- 3) 名城公園キャンパス設置について【ご報告】平成 23 年 9 月 30 日付
- 4) 財務計算書類（2007(平成 19)年度から 2012(平成 24)年度）
- 5) 5 年連続資金収支計算書（大学部門/学校法人）
- 6) 5 年連続消費収支計算書（大学部門/学校法人）
- 7) 財産目録
- 8) 5 年連続貸借対照表
- 9) 平成 25 年度 予算申請説明会の開催について（お知らせ）
- 10) 学校法人愛知学院 予算取扱マニュアル
- 11) 監査報告書（2007(平成 19)年度から 2012(平成 24)年度）
- 12) 独立監査人による監査報告書